

社会福祉法人精華町社会福祉協議会  
地域送迎サービス専用車両貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、精華町内に在住する住民に対して助けあいの精神に基づいて福祉送迎活動を実施する非営利団体に、地域送迎サービス専用車両（以下、「送迎車両」という。）を貸し出しすることにより、住民の日常生活の便宜を図り、地域福祉及び在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、助けあいの精神に基づく福祉送迎活動とは、高齢・障害・妊娠・怪我等の理由により自動車の運転が困難な者を対象として、無償または安価な利用者負担で自動車による送迎を行う活動を指す。

2 非営利団体とは、精華町内に活動拠点を有し、10名以上の者で日常的に地域住民の福祉向上のために活動し、政治活動や宗教活動のほか一切の営利活動を行わない団体を指す。

3 送迎車両とは、精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が所有する貸出専用の車いす対応型福祉車両を指す。

4 安価とは、燃料費、通行料、駐車料金など実際に要した金額の実費を指す。

(送迎車両の管理)

第3条 送迎車両の総括管理は、本会公用車管理規程に基づいて事務局長が行う。

2 事務局長は、送迎車両の管理に関して必要に応じて事業管理者を指名することができる。

3 事業管理者が行う業務等は別に定める。

4 送迎車両は、事務局長が保管する公用車台帳に登録しなければならない。

(業務内容)

第4条 本会はこの事業の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

(1) 事業の周知広報に関すること。

(2) 助けあいの精神に基づく福祉送迎活動を実施する団体及び協力者の発掘と養成に関すること。

(3) 第6条に規定する登録手続き及び団体からの依頼に基づいて送迎車両を貸し出すこと。

(4) 第5条に定める料金の徴収に関すること。

(5) 送迎車両の維持管理に関すること。

(6) 自動車保険（自動車損害賠償責任保険及び任意保険）の加入に関するこ

と。なお、任意保険の補償内容等は別表1のとおりとする。  
(7) その他、目的達成に必要な事項に関すること

(貸出車両及び費用)

第5条 貸し出しの対象となる送迎車両及び貸出料金は別表2のとおりとする。

(団体登録)

第6条 送迎車両を借用しようとする非営利団体の代表者は、地域送迎サービス専用車両借用団体登録申請書(別記様式第1号)を本会会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請を受けた場合は、申請内容を審査の上、速やかに団体登録の適否を決定し、地域送迎サービス専用車両借用団体登録通知書(別記様式第2号)又は、地域送迎サービス専用車両借用団体登録却下通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項及び第2項に定める手続きは、年度ごとに行わなければならない。

(申込方法)

第7条 送迎車両を借用しようとする者(以下「申込者」という。)は、原則として借用する3営業日前までに本会へ借用申込書(別記様式第4号)及び運転者の運転免許証の写しを提出しなければならない。

(貸出期間)

第8条 送迎車両の貸出期間は原則として1日単位(月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時まで)とする。ただし、本会が必要と認める場合、時間単位または1日を超えて貸し出すことができる。

2 12月29日から1月3日及び土曜日、日曜日、祝日は貸出期間から除くものとする。

(運行対象地域)

第9条 本会の所在地を拠点とした通算走行距離が片道おおむね20km以下の範囲を対象とする。

(損害賠償等)

第10条 利用期間中に事故が発生した場合は、運転者は速やかに警察署に届ける等の適切な処置を行うとともに本会及び非営利団体の責任者に報告し、指示を受けなければならない。

2 利用期間中の事故に対し、本会が加入している自動車損害賠償保険等で対応できるものを除きその他一切の責任は申請者もしくは申請者の属する団体

が負うものとし、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

- 3 申請者の過失により当該車両を破損等させた場合は、申請者の責任において損害賠償をしなければならない。
- 4 車いす乗降補助装置や車両内の機器（スロープ、電動ウィンチ等）の操作誤りによる申請者及び利用者の事故等についても申請者が責任を負うものとする。

#### （適正使用）

第11条 申込者は、送迎車両をこの要綱のほか道路交通法及び道路運送法等関係法令に反して使用してはならない。

- 2 送迎車両を運転する者は、第二種自動車運転免許の取得または国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習の修了に努めなければならない。
- 3 偽りその他不正な手段により登録または送迎車両を不正使用したときは、本会は第6条に定める団体登録を抹消することができる。
- 4 運転者が、送迎車両を破損、汚損、滅失した場合は、本会に対して直ちにその状況を報告し、送迎車両を原状に復して返却しなければならない。
- 5 当該車両を第三者に転貸してはならない。
- 6 非営利団体の責任者は、自動車の運転に関する技能、知識など、安全な運転を確保するために運転者に必要な指導を行わなければならない。

#### （貸出台帳の整備）

第12条 本会は、送迎車両の貸出状況及び予約状況を把握するため、送迎車両貸出台帳（別記様式第5号）を整備しなければならない。

#### （利用の中止）

第13条 福祉車両の故障や、天候等を含むやむを得ない事情が生じたときは、事前に利用申請があった場合でも貸出しの中止ができるものとする。その際の申請者、利用者への補償は行わないものとする。

#### （その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。

別表 1

補償内容	補償額
①対人賠償	無制限
②対物賠償	無制限
③人身傷害	無制限
④搭乗者死亡後遺障害	500万円以上

別表 2

送迎車両	貸出料金
車いす対応型軽自動車（車番）	無料（ただし、燃料、通行料、駐車料金等の実費は申請者が負担する）

※燃料の計算方法は別に定める。